

都内（市部）の児童発達支援センター（令和元年6月1日現在）

	法人種別名	法人(設置者)名	施設名	施設所在地	指定年月日
1	社会福祉法人（社協以外）	社会福祉法人武蔵野会	すぎな愛育園	八王子市	平成24年4月1日
2	地方公共団体（市町村）	町田市	町田市子ども発達センター	町田市	平成24年4月1日
3	その他法人	学校法人 日本聾話学校	ライシャワ・クレマ学園	町田市	平成24年4月1日
4	社会福祉法人（社協以外）	社会福祉法人 雲柱社	賀川学園	小金井市	平成24年4月1日
5	地方公共団体（市町村）	三鷹市	三鷹市子ども発達支援センター	三鷹市	平成24年4月1日
6	その他法人	学校法人 日本社会事業大学	日本社会事業大学附属 子ども学園	清瀬市	平成24年4月1日
7	社会福祉法人（社協以外）	社会福祉法人鶴風会	東京小児療育病院地域支援センター	武蔵村山市	平成24年4月1日
8	社会福祉法人（社協以外）	社会福祉法人 日本心身障害児協会	島田療育センター	多摩市	平成24年4月1日
9	社会福祉法人（社協以外）	社会福祉法人 鶴風会	上代継在宅地域支援センター	あきる野市	平成24年4月1日
10	社会福祉法人（社協以外）	社会福祉法人武蔵野会	すぎな愛育園 きらきら	八王子市	平成25年10月1日
11	地方公共団体（市町村）	小金井市	小金井市児童発達支援センター きらり	小金井市	平成25年10月1日

8市/26市

市内の障害児通所支援事業所及び障害児相談支援事業所一覧（令和元年6月1日現在）

【児童発達支援(センター以外)】

- ア 支援の内容・・・日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行う。
 イ 対象者・・・療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる主に未就学の障害児。

	法人(設置者)名	施設名	指定年月日
1	社会福祉法人 山鳩会	幼児室ポッポ	平成25年4月1日
2	社会福祉法人 いずみ	ひまわり	平成25年4月1日
3	特定非営利活動法人 障害者の自立を支える会こすもす	楽しい放課後みんな*	平成26年1月1日
4	社会福祉法人 いずみ	あゆみの家幼児部	平成27年4月1日
5	特定非営利活動法人 アイゴ21	やまだこども教室	平成28年5月1日
6	特定非営利活動法人 すくすくはあと	すくすくキッズ	平成30年9月1日

*楽しい放課後みんなは、都の指定のみ受けている。

【医療型児童発達支援センター】

- ア 支援の内容・・・児童発達支援及び治療を行う。
 イ 対象者・・・肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた障害児。

※市内に該当事業所なし

【放課後等デイサービス】

- ア 支援の内容・・・生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う。
 イ 対象者・・・学校教育法第1条に規定している学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障害児。

	法人(設置者)名	施設名	指定年月日
1	特定非営利活動法人 東村山手をつなぐ親の会	山鳩訓練室	平成25年4月1日
2	特定非営利活動法人 障害者の自立を支える会こすもす	楽しい放課後みんな	平成26年1月1日
3	特定非営利活動法人 アイゴ21	やまだこども教室	平成27年4月1日
4	社会福祉法人 東京コロニー	トーコロあおば就労サポートセンター	平成27年11月1日
5	社会福祉法人 いずみ	ひまわり	平成30年4月1日
6	特定非営利活動法人 すくすくはあと	すくすくキッズ	平成30年9月1日

【居宅訪問型児童発達支援】

ア 支援の内容・・・居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行う。

イ 対象者・・・重度の障害の状態その他これに準ずるものとして厚生労働省令で定める状態にあり、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難であると認められた障害児。

※市内に該当事業所なし

【保育所等訪問支援】

ア 支援の内容・・・障害児以外の児童との集団生活への適応のための支援その他必要な支援を行う。

イ 対象者・・・保育所その他の児童が集団生活を営む施設として厚生労働省令で定めるものに通う障害児又は乳児院その他の児童が集団生活を営む施設として厚生労働省令で定めるものに入所する障害児であって、当該施設において、専門的な支援が必要と認められた障害児。

※ 市内に該当事業所なし。なお、国の基本指針では、令和2年度末迄に、全ての市町村において、当該サービスを利用できる体制を構築することが示されている。

【障害児相談支援】

障害児が障害児通所支援を利用する前に障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行う。

	法人(設置者)名	事業所名
1	社会福祉法人 いずみ	相談支援事業所トビラ
2	特定非営利活動法人 東村山手をつなぐ親の会	くおりあ相談室
3	社会福祉法人 小さい共同体	相談支援センター こだま
4	株式会社 清心	みのり障害生活支援センター
5	社会福祉法人 東京都社会福祉事業団	相談支援事業所 ふわり
6	社会福祉法人 天童会	秋津療育園相談支援センター